

Title	日光御用船引人足出入一件 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.12 (1940. 12) ,p.2331(113)- 2342(124)
JaLC DOI	10.14991/001.19401201-0113
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401201-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日光御用船引人足出入一件

——(社會經濟史資料紹介)——

野村兼太郎

本誌第三十四卷第十號掲載の拙稿「徳川時代村落研究序説」の動態的研究において、私は次ぎの如く述べて置いた。「農村の細分化してゆく傾向と全く反対の合同化の傾向が同時に作用してゐることは農村の變化を頗る複雑化して來る」(八一頁)。

即ち細分化の傾向に依つてわが國の農村的性格に郷黨的分立性を強めると共に、他方協同作業の必要から合同化を生じ、協力が強調される。この矛盾せる二つの性格が農村の生活にも、又事件にも影響を與へ、そこに複雑な心理現象を生み、面倒な事件を作り上げることになる。今ここに紹介しようとする日光御用船引人足の訴訟事件の如きは、この間の消息を物語るものである。

寶曆十三年二月十日、日光山修理の命が下り、松平右近將監武元惣督の下に、御宮は藤堂和泉守高豊、靈廟・奥院・別所は前田出雲守利興、本坊は堀田相摸守正順、假殿は相馬彈正少弼尊胤がそれぞれ擔當することになった。(「徳川實記」第十篇一〇九頁に據る)。

日光御用船引人足出入一件

この日光山修理のために多くの資材が河川を通じて運搬されることになった。今問題の地點は渡良瀬川が利根川に合流せんとするところで、日光行き御用船が渡良瀬川を溯航するに際し、引船人足を必要とする。本来沿岸の諸村がそれらの人足を出すのではあるが、それでは不足なので、隣村からの援助を必要とした。渡良瀬川は武蔵と下總との間を流れてゐた。人足擔當の沿岸の諸村のうち、武蔵國埼玉郡に屬する分は、本郷・前谷・駒場・向古河・柏戸の五ヶ村であつた。これを援助する諸村は同國同郡の麥倉・飯積・小野袋・柳生・大會根の五ヶ村であつた。その外下總側にあつて葛飾郡所屬の伊賀袋・新久田の二つの川附き村がこれに参加してゐた。當時武蔵側の五ヶ村は一時ではあつたが、伊奈半左衛門代官所の預りとなつてゐて、天領であり、下總側の二ヶ村は古河の松平周防守領分で私領であつた。(因みにこの二ヶ村は明治二十九年西葛飾郡が廢されてから猿島郡に屬した。茨城縣新郷村の一部を形成する)。

以上の十二ヶ村が合同して引船人夫を提供する慣例になつてゐたところ、寶曆十三年の場合になつて、突然武蔵側の五ヶ村が異議を申立て、援助を拒絶したのであつた。そこで對岸の葛飾郡側ではこれは從來の慣例を破るものであるといふので、伊奈半左衛門の役所に訴へ出たのである。その訴狀は次ぎの如くである。

「乍恐口上書を以御願申上候事

一、日光御普請御用船引人足之儀、川端村之儀は、小高村ニ難而相勤候ニ付、前々古河御代、埼玉郡川邊拾ヶ村、葛飾郡私共貳ヶ村、右拾貳ヶ村申合、本郷村・駒場村江人足相詰、御用船前々引來り申候間、此度御用船ニ付、右拾貳ヶ村及兩度内談仕候處、御料・私料相分り申候ニ付、此度私領貳ヶ村江者人足助合不申候間、百人之人足ニ候ハ、五拾人私領貳ヶ村々差出、殘五拾人者川端ニ而相勤候様ニ、御支配所麥倉村・飯積村・小野袋村・柳生村・大會根村、右五ヶ村名主中人足難

差出挨拶ニ御座候、殘本郷村・前谷村・駒場村・向古河村・柏戸村五ヶ村之儀は前々之通相違無御座候、川端村之儀者何れも小村ニ而御座候而、往還助人馬御役并海道掃除御役、御用船日々難相勤奉存候ニ付、前々仕來之通、右拾貳ヶ村一統相勤候様ニ、乍恐奉願上候、尤近年私共覺候而も、享保十六年亥年、寛保三亥年、寛延二巳年、寛延四未年、寶曆九卯年右之通前々拾貳ヶ村ニ而人足差出、御用船無滞相勤來り申候、私共霞之儀者何れも小村ニ而、御支配所中田新田村江も私領近村々前々之通人足差出申候、私共兩村之儀者別而小村ニ御座候故、本郷村江相詰御用相勤來り申候、此度御料私領相分り申候而者、小村ニ而難相勤奉存候ニ付、乍恐奉願上候、前々仕來り之通拾貳ヶ村一統ニ御用船相勤候様ニ被爲、仰付被下置候ハ、難有可奉存候、以上

寶曆十三年未四月

松平周防守領分

- 葛飾郡 伊賀袋村
- 同 新久田村
- 兩村惣代
- 名主 彦右衛門

伊奈半左衛門 御役所

原告側のいふところに従へば、麥倉村以下五ヶ村はその天領に屬するが故に、私領に對して援助は出來ないと主張するが、(一)從來十二ヶ村合同して船引人足を出してゐたこと、(二)私領の村が天領村に人足を出してゐる例があることを以つてこれを駁し、從來の如く人足を出すやうに命じて呉れといふのである。

代官所では四月三日付でこれに裏判を與へ、麥倉村以下五ヶ村に、「如斯目安差出ハ、前々引船人足差出ハ、

日光御用船引人足出入一件

此度も人足差出の様ニ可致、若子細於有之者、致返答書、來六日朝五ツ時罷出可對決者也」と通達した。慣例を尊重する當時にあつては、以前から行なつてゐたことを廢止するためには、餘程の理由がなければならぬ。麥倉村以下の五ヶ村が單に領分違ひといふ理由のみで、この慣例を破らうとするのならば、それは甚だしく無理である。

二

差紙には六日朝五ツ時(午前八時)とあるにも拘らず、五ヶ村の惣代飯積村名主市右衛門、麥倉村名主六右衛門が代官役所に出頭したのは七日八ツ時分(午後二時)であつた。そして返答書が出来かねるから延期して呉れと願ひ出たが許されず、却つて五ヶ村全部を呼び出したのに、私に惣代として二ヶ村のみ出頭したのは不届であると呵られ、返答書は直ちに出すやうに命ぜられ、止むを得ずその夜五ツ時に提出したのが、次ぎの返答書である。前文は訴狀同様であるからこれを省略する。

「一、私共五ヶ村之儀、日光御用川筋川附之村方ニ而者無御座候、右御用船引人足之儀一牀川付村、江御觸之由奉承知候、尤川附最寄霞村、江右御役被 仰付候御義ニ御座候ハ、奉畏候、然シ新久田・伊賀袋兩村之者共、當村、右牀之節者前、カ組合之由申上候得共、偽リニ御座候、此段新久田・伊賀袋兩村之儀者全牀川向ニ而國郡も隔キ霞違之村方ニ御座候、尤霞役ニ而右人足差出候ハ、右兩村之儀も川向數多最寄之霞村も御座候處、川筋を打越シ當五ヶ村組合之由申上候段、難得其意奉存候、尤儀御役筋ニ而人足實ニ差出候様ニ御座候ハ、此上最寄川付之村江右助合人足差出候様奉願上候、右之通相違不申上候、前々新久田・伊賀袋兩村之儀、川向ニ而一牀組合ニ而者無御座候、享保年中、寶曆九卯年迄、御用之節組合候様ニ申上候得共、曾而左様之儀ニ而者無御座候、併川手前川除之村方江者霞内之五ヶ村ニ付、人足助合申候儀少々者御座候得共、聊以新久田・伊賀袋兩村江組合候儀、猶又助合候儀も曾而無御座候、且又日光道中助郷御役之儀、村高一

盃井往邊道掃除御役相勤候儀者、私共五ヶ村者勿論之儀ニ而御座候、川附村、儀者別而右助郷御役之儀、村之内百石宛如何之訣ニ御座候哉御除被下置候由、然ル上者可相成御儀ニ御座候ハ、右御船引人足御用之儀者、川附村、江被 仰付、一牀霞村之儀御免被成下候様ニ奉願上候、併此上霞役ニ被 仰付候御儀ニ御座候ハ、奉畏候得共、川向御除キ最寄川手前川附霞村、江、右御船引人足助合被 仰付被下置候様ニ奉願上候、只今迄組合村と申儀偽リニ而、猶又當時御料御私領と相分り候ニ付、此度之御用筋別ニ相成可申段、私共申候由、無恥形も偽リ御座候、御慈悲を以、右之段被爲 聞召訣、川向霞違貳ヶ村江助合人足之儀者勿論、霞村、江右人足少々宛助合候儀も可相成御儀ニ御座候ハ、御免被成下、川付村、江右御役被 仰付被下置候様ニ、乍恐奉願上候、委細川筋霞村、有形鹿繪圖奉入御高覽候、以上

武州埼玉郡麥倉村、飯積村、小野袋村、柳生村、大曾村

右五ヶ村惣代

寶曆十三年未四月七日

飯積村 名主 市 右衛門
麥倉村 名主 六 右衛門

伊奈半左衛門様 御役所
この返答書に依れば、天領・私領の區別を申立てたことはなく、川向ふ二ヶ村の援助を拒絶した理由は、主として霞違ひ、即ち同一組合ではないといふ點にある。ここで霞といふことが問題となる。右返答書の最後にある霞村繪圖が現存してゐないから、どの範圍を霞村としてゐるのかはつきりしないが、返答書では埼玉郡側の川付き村はこれを霞村中に入れてゐるやうである。

元來この霞と呼ぶ範圍がどこでもあまり明瞭ではない。前掲の私の論文の中でも、單に「地方に依つて名稱を異にするが、一團の村落を通りとか、雲とか、霞とか呼ぶ地方もある。同霞中などといふ言葉は關東地方の文書中に

日光御用船引人足出入一件

屢々発見するが、それが如何なる組織をもつてゐたかは明白ではない(八七頁)と述べて置いたのである。この場合も同地方の地勢から見て、埼玉郡所屬の十ヶ村が悉く同霞中とも見られるが、他方川付き村を除いた五ヶ村だけを霞といつたと思はれる形跡もある。

寶曆十年辰十月に麥倉村名主六右衛門が認めた「四霞村と萬道具覺書」といふ記録がある。生憎四霞村との名稱が擧げてないので明かにはいへないが、麥倉村以外の他の四ヶ村を指すのではなからうか。やゝ推測に過ぎるかも知れないが、何か役人などの出張のことがあり、その接待に必要な品々を親村である麥倉村が調査したのであらう。序でにその内容を紹介すれば、次ぎの如くである。

二絹夜著	三拾	一同蒲團	三拾九	一木綿夜著	百
一同蒲團	百拾五	一たばこ盆	九面	一水風呂桶	九ツ
一たらひ	九ツ	一手水たらひ	九ツ	一水田子	九ツ
一手桶	三拾	一指枕	百	一火鉢	拾八
一湯斗	拾五	一膳碗 但坪平共	九拾人前	一皿	九拾人前
一猪口	九拾人前	一食次 抄子共	拾五	一五徳	九ツ
一大皿	九ツ	一七ッ入子	六組	一硯箱	九ツ
一茶臺	拾五	一大やくわん	六ツ	一六枚屏風	拾貳双
一貳枚屏風	九枚	一茶碗	六拾	一銚子	九ツ
一盃臺	九ツ	一盃	九組	一管笠	六拾
一傘	三拾本	一貝抄子	三拾本	一ひさく	三拾本

一袖合羽	五拾	一燭臺	拾本	一薄縁	百枚
一箱挑燈	拾五	一志露ほうき	拾五本	一大組板	三枚
一水桶	三ツ	一水越	三ツ	一小桶	六ツ
一大肴鉢	六ツ	一網杓子	三本	一重箱	三組
一龜甲笊	九ツ	一米かし桶	三ツ	一かいけ	六本
一布巾	六ツ	一通ひ盆	三拾枚		

霞村が合同して助け合ひ、何事かをなしたことは明かであり、霞の合同性を示す一端として、敢てこの記録をここに紹介したのである。この文書の四霞村が麥倉村と一團となる場合、今日麥倉・飯積・柳生・小野袋の一部が利島村を形成し、他方向古河・駒場・本郷・柏戸及び小野袋の一部が川邊村を形成した事實から、その霞の範圍が大體前者にあつたと想像することは、大して無理ではないであらう。さうすれば結局霞の範圍は時に大小あつたものと考へられるが、眞に組合つて相互合同援助したのは麥倉村以下の五ヶ村であつたのであらう。

霞が如何なるものであつたかについては、なほ他の資料とも照合して明かにする必要があるが、ここで注意すべき點は、同霞中なら助けるが、霞中でもないものを援助する必要がないといふ考へ方である。しかもそれを當然のことのやうに主張し、もし援助が欲しければ、そちらの霞中に求めよと論じてゐる點である。そこにかなり露骨に排他的なものを感じさせる。

三

上記の返答書を得て、代官役所ではこれを以つて相手方に對し、組合助合したといふ證據の書き物があれば提出

せよと命じた。これに對し二ヶ村側は別に證據といふものはないが、五ヶ村の者が「寶曆九卯年右人足助合申間敷由申來ゆニ付、周防守様へ右人足助合ゆ様ニは願申上ゆ得者、右村ニ人足差出ゆ様ニ被仰付ゆ」と答へた。そこで右書付を提出せよと命じ、その日の裁判は終つた。

翌九日九ツ時といふから午の十二時頃麥倉村以下五ヶ村の代表者は呼び出され取調べを受けた。彼等は依然として霞違ひを強調してゐる。

「此段先達而返答書を以申上候通、川向江貳ヶ村江助合候儀、是迄無御座候、勿論組合候儀も曾而無御座候、當五年已卯卯年御地頭様々右御用被 仰付候處、私共村々之儀右拾貳ヶ村是迄組合、右御用相勤候儀無御座候ニ付、其節御訴訟申上候處、右御川相濟、右人足差出候儀無御座候、勿論其節御請書等差上候儀無御座候、併霞御役ニ而向川端者向霞役、川手前之處者、川手前霞村、霞役ニ而差出候程ニ被 仰付候ハ、奉畏候得共、川向霞役方江川手前霞村々人足差出候儀は難儀ニ奉存候、此上御慈悲を以、川附村霞役ニ被 仰付候儀、格別、川向霞役之儀御免被成下候様奉願上候、只今迄川手前川附村江人足助合候儀も百姓難儀ニ奉存候ニ付、御訴訟可申上と奉存候處、不寄存川向兩村々組合杯と、此度御船引人足出入被相掛候段、難儀奉存候、幾重ニも此上川向兩村之儀者霞違ニ而、御船引御役組合之儀御免被成下候様ニ奉願上候、」

四月十二日又々取調べがあり、「何れにも差掛りゆ儀ニ付、先々相勤ゆ上ニ而追而可相願は格別、此節彼是御願申上ゆ義、畢竟右は役相勤申間鋪」き所存かと詰問され、あるひは又川附き五ヶ村から人足の觸出しがあつたら、人足を差出すのかと質問されてゐる。前問はかういふ場合、爲政者のよくやる威嚇手段であつて、公儀御用は缺くべからずといふ前提に立つて、事件を落着かせんとするもので、これに對する返答は何時も同様である。後の質問はやゝ合理的で、(一)從來人足を出してゐた事實もあり、又(二)同じ霞村である以上、これを拒絶することは出来な

5。

これに對する返答は從來人足を川附き五ヶ村に出してゐたのは、同じ霞村である關係上好意を以つて「少々助合人足無據借シ遣」したといひ、それを口實として、「拾貳ヶ村組合杯と此度は觸之節權威ケ間敷申付」けられては困る。殊にその川附き村々に對する援助も、(一)「兩川附村々之儀平日川通り通船引雇人足賃錢助成等」もあり、又(二)この川附き村々に對しては助郷役村高をそれぞれ百石づつ免除されてゐるのであるから、成るべくならばこの助合も免除して欲しいといふのであつた。

四月十五日麥倉村以下五ヶ村は右の仔細を述べ、今度は逆に積極的に追訴したのであるが、これは取上げられなかつた。

四

他方從來全く沈黙を守つてゐた川附き村五ヶ村のうち本郷及び鬮場の兩村から、紛争のため人足觸をもなし得ず、困却せる旨を訴へ出て來た。その訴狀は次ぎの如くである。

乍恐書付を以奉願上候

一、此度 日光御普請御用御材木御積登セ御用船引人足之儀、私共村々之儀者御私領之節者、御證文奉拜見候上、御地頭様江御訴申上候而、同郡前谷村・大曾村・麥倉村・飯積村・柳生村・小野袋村・柏戸村・向古河村并葛飾郡伊賀袋村・新久田村、右拾ヶ村共、不殘古河御領地ニ而私共兩村江人足差出、右村々ニ而人足小屋等立置、人足相詰居、川船御用相勤來候、依て此度も前格之通可仕候處、右村々之儀御料・私領と相談り候ニ付、麥倉村・柳生村・大曾村・小野袋村・飯積村ニ而、候者、御私領之伊賀袋村・新久田村差除キ候ハ、人足差出可相勤と申之候、左様ニ仕候而者前格相違ニ罷成候、依而右之訣故、人

日光御用船引人足出入一件

足等觸候儀成難儀仕候間、無是非奉願上候、御慈悲を以、右五ヶ村之者共被召出、古來之通り組合一同差出相勤、御用御差支不成候様ニ被 仰付被下置候様ニ奉願上候、已上
寶曆十三年未四月

埼玉郡本郷村、駒場村

右兩村惣代 本郷村名主 又 八

伊奈半左衛門棟 御役所

この訴狀に據ると今まで述べて來た點と異なるところが少なくない。第一に川船引役は川附き村五ヶ村全部でなく、本郷・駒場兩村に命ぜられたもので、他の川附き村は麥倉村その他と同様、これを助合するものに過ぎないこと、第二に麥倉村以下五ヶ村の要求が私領たる伊賀袋・新久田兩村の排除にあつたこと等である。しかしもしこの訴狀を眞實だとすれば、この兩村は埼玉郡残り八ヶ村だけに、人足割宛てをなせばよいわけである。何故川向ふの兩村を包含しなければならぬのか。恐らく人足數が問題となるのであらうが、隠された事情は解りかねる。これに對する麥倉村以下五ヶ村の返答を抜き書きすると、次ぎの如くである。

〔前略〕右御用船引人足之儀、川附本郷・前谷・駒場・向古河・相戸、川向新久田・伊賀袋、此川附村ニ、而可相勤御役と奉存、既川附村、江斗、右御觸も有之、霞村、江御觸者無御座候、尤霞御役ニ而相勤候筋ニ有之候ハ、兩川付霞村、川手前は川手前之霞、川向者川向霞、兩川通り一跡ニ霞村ニ人足差出候儀と奉存、私共霞五ヶ村ニ限り、右人足差出候儀、何共雜儀ニ奉存候、且又前々川手前川付右五ヶ村江、私共五ヶ村少々宛人足助合候儀、是者前々御用船敷軍艘相登、川附五ヶ村人足ニ斗而及兼、大切之御用筋御差支ニ罷成候節者人足無心申來り相頼候儀ニ付、一霞之儀無據人足少々宛成程借シ遺候儀ニ而、全々御役所筋ニ而右人足差出候儀ニ者無御座候、依て猶又組合と申義會而無御座候、併此度之義も右申上候通り御

用船及數重續ニ、川付五ヶ村人足斗ニ而及兼、御用御差支ニ實ニ罷成候節、私共五ヶ村助郷御役間合も有之、相頼候筋ニ御座候ハ、大切之御用船何分人足借シ可申候得共、無其儀前々私共五ヶ村之儀御役筋ニ申立、押而人足割合、其上國郡霞連、川向新久田・伊賀袋兩村江馴合、拾貳ヶ村組合と申、人足差出候様ニ申之、前々御役筋ニ而相勤不申義、此節相勤中候得者、以來之例格ニ相成、難義安心不仕、無是非御訴訟申上候儀ニ御座候、(中略)而御役ニ被 仰付候御義ニ御座候ハ、兩川附霞村、江無甲乙一跡ニ右御役相勤候様ニ被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、(下略)

この返答書に現はれてゐるところは別に以前の主張と異なるところは無いが、唯川附き五ヶ村に對する援助が霞村としての好意から出たもので、役儀としての義務から生じたものではないことを觸書の渡らぬことに依つて證明し、それが今後役儀化して義務となることを恐れてゐる點を注意すべきであらう。

この點については恐らく麥倉村以下五ヶ村の主張するところは正しかつたのであらう。しかしこのことを主張し得たのは天領となり、對岸の二ヶ村と分離したからである。

この本郷・駒場兩村の訴訟は、四月廿七日に兩村の方から願ひ下げとなり、従つて五ヶ村側もいひ分なしとして返答書は却下された。結局この事件は、川附き五ヶ村に對し、麥倉村以下五ヶ村から好意的に人足を援助することになり、霞連ひの川向ふ二ヶ村には人夫を出さぬことになつたやうである。それに關する直接の資料はないが、翌申年にこれらの埼玉郡の諸村が再び古河領に返地され、又船引人足について訴訟が起され、川附村ニ高割ニ而刻出廻狀ニ村ニ印形有之ハニ付、證據ニ相成候而、向村ニ江も右人足差出候様ニ被仰付候」とあるから、未年の訴訟には兎に角川向ふの伊賀袋・新久田兩村には助人足をしないで済んだのであらう。

要するにこの事件について、私の特に興味を感じた點は、(一)霞といふ村落の集團に相互に援助する道德的義務があり、時にはそれが役として一つの義務的形式になることもあつたこと、従つて(二)霞外に對してはむしろそ

れが排他的に作用すること、(三)政治的支配の相違が著しく對抗的意識を高めると等である。私が前掲論文に、一村が政治上分裂したために細分化の傾向があることを指摘したのは(七八頁)、この場合と事柄は異なるが、本質は同じである。もし麥倉村その他の埼玉郡が一時古河領から分離して天領となることがなかつたならば、恐らくこの兩岸の村と村との對立がかく明瞭になることはなかつたであらう。(昭和十五年十二月十八日稿)

王子製紙株式会社編纂

『楮 及 楮 紙 考』

『三 楮 及 三 楮 紙 考』

高橋 誠 一 郎

『楮及楮紙考』は王子製紙株式会社が皇紀二千六百年記念出版の一として今春紀元節を卜して上梓せるものであり、又『三楮及び三楮紙考』は同会社が其の姉妹編として今秋明治節に當つて發兌せるものである。明治八年澁澤榮一を社長として成立した王子抄紙會社の昔から専ら洋紙製造に従事し來つた王子製紙株式会社が、是れ等兩書を佳辰記念事業の一として美装して世に送つたことは、同會社の注意が漸く和紙生産の方面にも向はしめられたる一證左として觀るを得可きものであらう。明治維新以來、洋紙全盛の勢ひに壓せられて、只管衰滅の一路を辿りつゝあるかの觀があつた我が和紙の製造が、支那事變以後、次第に各方面の注意を喚起しつゝあるの時、同會社が其の生産技術に關する貴重なる文献資料を纂輯發兌せることは洵に時宜に適當するの舉と稱せざるを得ない。

『楮及び楮紙考』は紙話會同人關彪氏の『楮文學及楮考』、茨城縣大子營林署長矢澤賴忠氏の『楮の栽培と楮皮の生産』、元内閣印刷局抄紙部長佐伯勝太郎氏の『楮皮及び三楮皮』、土佐の製紙家吉井源太氏の『楮』凡そ文化年間に